
藤 沢 市 北 部 環 境 事 業 所
新 2 号 炉 整 備 ・ 運 営 事 業 書
基 本 協 定 書
(案)

2017 年 (平成 29 年) 4 月
藤 沢 市



藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業 基本協定書

目 次

第1条	(目的及び解釈)	1
第2条	(市及び優先交渉権者の義務)	1
第3条	(運営事業者の設立)	1
第4条	(特定事業契約)	2
第5条	(特定事業契約の締結)	2
第6条	(特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金, 損害賠償金)	3
第7条	(談合その他不正行為に対する措置)	4
第8条	(役割分担)	4
第9条	(準備行為)	4
第10条	(特定事業契約の不成立)	4
第11条	(有効期間)	5
第12条	(秘密保持)	5
第13条	(この基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)	6
第14条	(債務不履行等)	6
第15条	(管轄裁判所)	6
第16条	(準拠法及び解釈)	6
第17条	(誠実協議)	6

藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業 基本協定書

藤沢市（以下「市」という。）は、藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、本事業の募集要綱等に従い公募型プロポーザル方式を実施し、最も優れた評価の参加者である【参加企業又は参加グループ（代表企業である○、構成員である○及び○並びに協力企業である○及び○をいう。）】を優先交渉権者と決定した。

市と優先交渉権者は、本事業の基本的な事項について以下のとおり合意し、この基本協定書（以下「この基本協定」という。）を締結する。

なお、この基本協定において使用される用語は、この基本協定に特段の規定がある場合を除き、藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業募集要項において定義された意味を有する。

（目的及び解釈）

第1条 この基本協定は、本事業に関し、市が【参加企業又は参加グループ】を優先交渉権者として決定したことを確認し、第4条第1号から第3号までに定める各契約の締結並びに本事業の実施に向けて、市及び優先交渉権者の義務等について必要な事項を定めるものとする。

2 この基本協定における用語の解釈は次のとおりの意味を有する。

- (1) 「構成員」とは、優先交渉権者のうち、運営事業者に出資する企業である【○、○及び○】を総称していう。
- (2) 「協力企業」とは、優先交渉権者のうち、運営事業者に出資しない企業である【○、○及び○】を総称していう。
- (3) 「代表企業」とは、優先交渉権者のうち、【○】をいう。
- (4) 「建設事業者」とは、優先交渉権者のうち、藤沢市北部環境事業所新2号炉の設計・建設業務（既存藤沢市北部環境事業所2号炉・旧1号炉の解体撤去を含む）を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。
- (5) 「運営事業者」とは、本事業の運営・維持管理業務（第4条に定める基本契約において負担する義務の履行を含む。）の遂行のみを目的として構成員により設立される特別目的会社をいう。
- (6) 「優先交渉権者」とは、【○グループ】に参加する企業をいい、構成員及び協力企業からなる。
- (7) 「事業者」とは、既存藤沢市北部環境事業所2号炉の解体撤去、藤沢市北部環境事業所新2号炉の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係わる構成員、協力企業及び運営事業者の総称をいう。

（市及び優先交渉権者の義務）

第2条 市及び優先交渉権者は、募集要項に従い、第4条に定める特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 優先交渉権者は、特定事業契約の締結のための協議に当たっては、本事業の公募手続に係る藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業審査委員会及び市の要望及び指摘等を尊重するものとする。

（運営事業者の設立）

第3条 構成員は、この基本協定締結後速やかに、次項の各号に掲げる要件を満たす運営事業者を設立し、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

2 運営事業者の定款は、次の各号に従って作成しなければならない。なお、これを市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社であること。
- (2) 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務（基本契約において運営事業者が負担する義務の履

行を含む。)の実施のみであること。

- (3) 運営事業者の本店所在地は、藤沢市内とし、藤沢市以外の土地に移転させないこと。
 - (4) 運営事業者の株式はすべて譲渡制限株式とし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に規定する株式譲渡制限に係る事項の定めがあること。
 - (5) 会社法第 108 条第 2 項に規定する種類株式の発行に係る事項の定めがないこと。
 - (6) 会社法第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する事項を規定すること。
- 3 構成員は、運営事業者の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、事業期間にわたって維持するものとする。なお、本項に定める内容については、構成員間で締結する株主間契約（以下「株主間契約」という。）においても合意するものとする。
- (1) 運営事業者の設立に当たり、構成員のすべてが出資を行うこととし、構成員以外からの出資は認めないこと。
 - (2) 代表企業の株式（議決権付普通株式をいう。以下同じ。）保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
 - (3) 構成員は、運営事業者の資本金を、運営事業者の設立時から事業期間を通じて、株式保有割合に応じた[金]円（事業者提案）以上維持すること。
 - (4) 運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成は、別紙 1 第 1 項のとおりであること。また、運営・維持管理業務の開始時から事業期間の終了時までにおける運営事業者の資本金額及び株主構成は、別紙 1 第 2 項のとおりとすること。ただし、資本金額及び株主構成の変更に係る市の事前の書面による承諾がある場合を除く。
 - (5) 構成員は、市の事前の書面による同意なくして運営事業者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、また、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により運営事業者に資本参加させないこと。
 - (6) 構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連携して運営事業者への追加出資又は融資等の支援措置を検討すること等により、運営事業者を倒産させないよう最大限の努力を行うこと。
 - (7) 運営事業者が運営・維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。
 - (8) 第 8 条に定める役割分担が株主間契約に規定されること。
 - (9) 運営事業者に特定事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 4 構成員は、運営事業者が設立された後、速やかに、別紙 2 の書式による出資者保証書を作成して市に提出するものとする。

（特定事業契約）

第4条 本事業における特定事業契約は、次の各号に掲げる契約から構成される。（以下総称して又は個別に「特定事業契約」という。）

- (1) 藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業基本契約（以下「基本契約」という。）
契約締結者：市、優先交渉権者及び運営事業者
- (2) 藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）
契約締結者：市及び建設事業者
- (3) 藤沢市北部環境事業所新 2 号炉整備・運営事業運営・維持管理業務委託契約（以下「運営・維持管理業務委託契約」という。）
契約締結者：市及び運営事業者

（特定事業契約の締結）

第5条 優先交渉権者は、自ら又は建設事業者若しくは運営事業者をして、本事業に係る特定事業契約

の仮契約を、この基本協定締結後、2017年（平成29年）12月下旬を目途として、市が別途指定する藤沢市議会への建設工事請負契約の締結に係る議案提出日までに、市との間で締結するものとする。

- 2 前項の仮契約はいずれも、建設工事請負契約の締結について藤沢市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。

（特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金）

第6条 特定事業契約の本契約としての成立前において、優先交渉権者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。

- (1) 優先交渉権者を構成するいずれかの当事者が、本公募への参加資格を欠くこととなったとき。
- (2) 正当な理由なく、特定事業契約締結に向けた市との協議に着手しないとき。
- (3) 優先交渉権者の自らの都合により特定事業契約を締結しないことを申し出たとき。
- (4) 優先交渉権者（優先交渉権者のいずれかが属する事業者団体（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項に規定する団体をいう。）を含む。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（優先交渉権者が個人である場合にはその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ アからウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 優先交渉権者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

カ アからオに規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。

キ 優先交渉権者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた者が、アからオまでのいずれかに該当する者であることが判明し、市が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により、市が特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、優先交渉権者を構成する各当事者は、共同連帯して、提案価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の100分の20に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 市に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、優先交渉権者を構成する各当事者は、市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、優先交渉権者が既に解散しているときであつても、市は優先交渉権者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、優先交渉権者を構成する各当事者は、市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(談合その他不正行為に対する措置)

第7条 特定事業契約のこの契約としての成立前において、本事業の公募に関して、優先交渉権者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。

- (1) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行つたとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)
 - (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行つたとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
 - (3) 優先交渉権者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号。)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令が優先交渉権者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、事業契約に関し優先交渉権者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る判決が確定したとき。
 - (5) その他、事由の如何を問わず、市の指名停止措置を受けたとき。
- 2 前項の規定により、市が特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、優先交渉権者を構成する各当事者は、共同連帯して、提案価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の100分の20に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 市に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、優先交渉権者を構成する各当事者は、市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、優先交渉権者が既に解散しているときであつても、市は優先交渉権者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、優先交渉権者を構成する各当事者は、市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(役割分担)

第8条 この事業の実施において、優先交渉権者を構成する各当事者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、それぞれ、別紙3(提案による。)に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

(準備行為)

- 第9条 特定事業契約の本契約としての成立前であつても、優先交渉権者は、自己の責任及び費用により、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で優先交渉権者に対して協力するものとする。
- 2 優先交渉権者は、特定事業契約の本契約としての成立後速やかに、前項の定めるところに従つてなされた準備行為の結果を、当該特定事業契約の当事者である事業者に承継させるものとする。

(特定事業契約の不成立)

第10条 市及び優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、特定事業契約につき本契約として成立しなかつた場合、既に市と優先交渉権者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、市及び優先交渉権者は、特定事業契約の本契約として成立しなかつた

つたことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。

- 2 市の責めに帰すべき事由により特定事業契約につき本契約として成立しなかつた場合において、優先交渉権者に損害を与えた場合、市は、その損害を賠償しなければならない。なお、藤沢市議会において建設工事請負契約の締結が否決された場合は、市及び優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことができないものとし、前項の規定を適用するものとする。
- 3 第6条及び第7条の場合の他、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により特定事業契約につき本契約として成立しなかつた場合、優先交渉権者を構成する各当事者は、共同連帯して、提案価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の100分の20に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 市に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、優先交渉権者を構成する各当事者は、市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、優先交渉権者が既に解散しているときであつても、市は、優先交渉権者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、優先交渉権者を構成する各当事者は、市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(有効期間)

- 第11条 この基本協定の有効期間は、締結の日から、特定事業契約の全てにつき本契約として成立した日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約が締結に至らなかつた場合には、特定事業契約の締結不調が確定した日をもってこの基本協定は終了するものとする。ただし、この基本協定の終了後も、第6条、第7条、前条及び第12条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、この基本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又はこの基本協定の終了前の作為・不作為に基づきこの基本協定の終了後に発生したこの基本協定に基づく義務若しくは責任は、この基本協定の終了によつても免除されないものとする。

(秘密保持)

- 第12条 市及び優先交渉権者は、この基本協定又は本事業に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、この基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的にかかる秘密情報を使用してはならず、この基本協定に別段
- の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者(運営事業者を除く。)に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に市又は優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となつた情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 市及び優先交渉権者がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - 3 第1項の定めにかかわらず、市及び優先交渉権者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市と優先交渉権者につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者に開示する場合
- 4 市は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 優先交渉権者は、この基本協定の履行にあたり、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び藤沢市個人情報保護条例（平成 15 年藤沢市条例第 7 号）の規定に従い、遵守しなければならない。

（この基本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 市及び優先交渉権者は、相手方の事前の書面による承諾なく、この基本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

（債務不履行等）

第14条 市及び優先交渉権者は、この基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第15条 市及び優先交渉権者は、この基本協定に関して生じた当事者間の紛争については、横浜地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（準拠法及び解釈）

- 第16条 この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 2 この基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる用語は、日本語とする。
- 3 この基本協定の変更は、書面にて行うものとする。

（誠実協議）

第17条 この基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの基本協定に関し、疑義が生じた場合は、その都度、市及び優先交渉権者が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

以上の証として、本書の原本[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成[]年[]月[]日

(市) 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 鈴木 恒夫 印

(優先交渉権者) (構成員 (代表企業))
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(構成員)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(協力企業)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

(協力企業)
[住 所]
[会 社 名]
[代表者名] 印

運営事業者の資本金額及び株主構成

1 運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

2 運営・維持管理業務開始時から事業期間終了時までにおける運営事業者の資本金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

以 上

平成[]年[]月[]日

藤沢市 藤沢市長 鈴木 恒夫 様

出資者保証書

〔運営事業者〕の株主である[], []及び[]（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、藤沢市（以下「市」という。）に対し、市の行う藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業に関して、平成[]年[]月[]日付藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証します。

記

- 1 〔運営事業者〕は、平成[]年[]月[]日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、市内において適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 〔運営事業者〕の設立当初の発行済株式総数は、[]株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が保有していること。
- 3 運営・維持管理業務開始時における〔運営事業者〕の発行済株式総数は、[]株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、[]株は代表企業が、[]株は[]が、[]株は[]が保有すること。
- 4 株主は、基本協定に別途定める場合又は市の承諾がない限り、基本協定に定める出資割合等を変更しないこと。
- 5 株主が保有する〔運営事業者〕の株式に、市の要請に応じ、担保権を設定すること。
- 6 その他基本協定の定めを遵守すること。

（構成員（代表企業））

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

（構成員）

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

（構成員）

[住 所]

[会 社 名]

[代表者名]

印

本事業の実施体制図，役割分担

【事業者提案により記載】